

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号、および会社法
施行規則第189条に定める書面)

2020年10月1日

パナソニック株式会社

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社



2020年10月1日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社と
パナソニック株式会社の吸収分割に関する事項

福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号
パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
代表取締役社長 片倉 達夫



大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長 津賀 一宏



パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下、「PSSJ」といいます。）およびパナソニック株式会社（以下、「PC」といいます。）は、2020年6月30日付でPSSJとPCとの間で締結した吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、PSSJのパートナー営業本部 営業6部と、マーケティングセンター 設計仕様化推進部が営む建設AV事業に関して有する権利義務をPCが承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第189条第1号）

本件吸収分割は、2020年10月1日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 債権者の異議申述（会社法第789条）の手続の経過

吸収分割会社であるPSSJは、会社法第789条第2項の規定により、2020年8月5日付の官報において債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

(2) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続ならびに同法第785条および第787条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条の2に掲げる場合に該当しません。また、同法第785条および第787条の規定による手続について、該当事由はございません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 債権者の異議申述（会社法第799条）の手続の経過

吸収分割承継会社であるPCは、会社法第799条第2項および同条第3項の規定により、2020年8月5日付の官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で電子公告をいたしました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）の手続の経過

吸収分割承継会社であるPCは、会社法第797条第3項および同条第4項の規定により、2020年8月5日付の電子公告において、株主に対し、本件吸収分割についての公告を行ったところ、株主計4名(株式数計555,100株)より本件吸収分割に反対する旨の通知がなされました。本件吸収分割は、PCにおいて、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を得ないで行われるものであり、会社法第797条第1項ただし書により、同条第1項本文に定める手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第796条の2に掲げる場合に該当しません。

4. 承継された重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

PCは、PSSJから、本件吸収分割契約書に定めるPSSJのパートナー営業本部営業6部と、マーケティングセンター 設計仕様化推進部が営む建設AV事業に関する権利義務を承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第189条第5号）

本件吸収分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の変更登記申請は、2020年10月1日に行いました。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はございません。

以 上

